



平成 26 年 11 月 28 日

## 公認心理師法案の無修正成立の要望書

公益社団法人 日本精神神経学会  
理事長 武田 雅俊

謹啓

平素、私ども日本精神神経学会（以下、本学会）の活動にご理解ご支援をいただき、まことに有難うございます。

本学会は、第 186 回国会において衆法第 43 号として受理された「公認心理師法案」（以下、法案）が、11 月 21 日に第 187 回国会が解散し審議未了となったことにより廃案とされたことを、極めて憂慮しております。つきましては、法案の今後の取扱いについて、下記の通り要望いたします。

本学会は、日本の精神医学・医療・保健・福祉（以下、精神科医療）に関連する重要事項について数々の提言を行って参りました。同時に、精神科医療に関わる主要 6 団体（国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、（公社）全国自治体病院協議会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本精神神経科診療所協会、（社）日本総合病院精神医学会）と協議し、精神科七者懇談会としても活動を行っております。

とりわけ心理職の国家資格化については、精神科医療の重要事項であり最も喫緊の課題であるため、本学会は、平成 17 年に「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解を表明した上で、「心理技術職の国家資格化に関する委員会」を設置して、これまで検討を重ねて参りました。精神科七者懇談会においても他の 6 団体と協議を重ね、去る 6 月 16 日に「心理職の国家資格化に関する要望書」（別紙 1）を公表しております。

この度の法案は、関係各位、関係機関、関係団体が長年にわたって論議を重ね、合意形成に向けた努力が実を結んだことにより、国会上程となったものです。本学会は精神科七者懇談会の他の 6 団体とともに、心理 5 団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理職国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合、（社）日本心理臨床学会、（社）日本臨床心理士会）と一致して、法案の早期実現を切望して参りました。

本学会は、ここまでに至る長い経緯に鑑みて、来るべき次期国会において、法案が無修正で再上程され早期に成立することを強く要望いたします。法案の修正は、合意形成に向けた多年の努力が水泡に帰してしまうことであり、容認出来るものではありません。

関係各位、関係機関、関係団体には一層のご理解ご支援をお願い申し上げる次第です。

謹白

平成 26 年 6 月 16 日

各位

精神科七者懇談会  
心理職の国家資格化問題委員会  
委員長 佐藤 忠彦

拝啓

先生におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、精神科七者懇談会にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

私ども精神科七者懇談会は、精神科医団体を網羅し、長年にわたり、精神医学・医療・保健・福祉に関わる課題に共同して対処しております。心理職については、国家資格が必要であるという共通認識の下に、担当委員会を設置して取り組んで参りました。

本年 5 月 26 日に、精神科七者懇談会の担当委員会として、「心理職の国家資格化に関する要望書」を取り纏めて発表いたしました。本要望書は、去る 6 月 5 日に開催された精神科七者懇談会総会において正式に承認されましたので、改めてお送りいたします。

5 月 26 日以降、6 月 5 日及び 6 月 13 日に提示された「公認心理師法案」（6 月 13 日分は【行審法法律番号入】の付記）は、本要望書が検討した「4・28 条文案」と比較して、特記すべき変更はないものと認識しております。したがって、これまでの条文案の大筋につきまして了承することを申し添えます。

関係各位、関係諸機関、関係諸団体におかれましては、添付の本要望書をご査収いただき、ご理解とご支援とをお願いする次第です。

末筆ではございますが、先生の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

精神科七者懇談会  
心理職の国家資格化問題委員会事務局  
(公社)日本精神神経学会事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-38-4  
本郷弓町ビル 5F  
事務担当：赤峰博樹  
TEL 03-3814-2991 FAX 03-3814-2992  
E-mail info@jspn.or.jp

## 心理職の国家資格化に関する要望書

謹啓

私ども、精神科七者懇談会は、国立精神科医療施設長会議、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会(以上 あいうえお順)の7団体で構成されております。結成以来、日本の精神医学・医療・保健・福祉(以下、精神科医療)に関連した重要事項を協議し、精神科医療団体としての考え方を表明し活動して参りました。

精神科七者懇談会では、平成21年より、「心理職の国家資格化問題委員会」(以下、委員会)を設置し、精神科医療の向上の観点から、心理職の国家資格化のあり方について、検討を重ね、平成25年に「心理職の国家資格化に関する提言」(平成25年9月19日)(別紙1)を公表しております。

さて、この度、平成26年4月11日に「未定稿 公認心理師法案要綱骨子(案)」(以下、4・11骨子案)が公表され、引き続き、4月28日に「未定稿 公認心理師法案」及び「心理三団体からの修正意見」(以下、4・28条文案)が提示されました。その後さらに法案の作成が進んでいると仄聞され、いずれ国会審議の段階を迎える事と思料しております。

この機会に、委員会の意見を要望として取り纏めましたので、関係各位、関係諸機関、関係諸団体にご検討をお願い申し上げる次第です。

謹白

精神科七者懇談会「心理職の国家資格化問題委員会」  
委員長 佐藤 忠彦

### 記

4月28日までに示された4・11骨子案、4・28条文案の大筋を前提として、今後、条文案の正式決定と国会審議の過程、あるいは政省令、通知、諸規則等の法制度全般の制定過程において、これらの事項が反映され実現されることを要望いたします。なお、条文案の数字は4・28条文案によります。

#### 1. 第七条 受験資格一項、二項、三項

この条文案について、「省令で定める科目」、「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」で定められる、心理学の専門教育、実習、実務などのカリキュラムの内容を、学部学士課程、大学院を通じて充実させることが極めて重要であります。精神科医療と関連する事項については、精神科七者懇談会がカリキュラムの作成過程に参加する仕組みが設けられる必要があります。

#### 2. 第十条 指定試験機関の指定、及び、第三十五条 指定登録機関の指定

この条文案について、試験事務、登録事務は、その適格性が認められる団体によって担われる必要があります。一般財団法人「日本心理研修センター」は、67の主だった関連職種及び関連学会等の諸団体が賛同しており、かつ、これまで同種の認定事業を行って来た実績があります。つきましては、試験、登録の両指定に最も適した団体として推薦いたします。

3. 第四十一条 連携等

この条文案について、異存はありません。加えて、運用段階での種々の事態に応じて、精神科七者懇談会と協議する仕組みが設けられる必要があります。

4. 第四十三条 名称の使用制限

この条文案について、公認心理師の法制化以降、類似する名称との混乱が生じる場合には、類似する名称に対する対応を検討する必要があります。

5. 附則第二条 受験資格の特例

1) この条文案について、大学院、学部学士課程、心理学の教員ともに同等の科目課程等の「カリキュラム」の履修、または同等の講習会の受講を明確にする必要があります。

2) 「2」の「現に第二条第一号から第三号に掲げる行為を業として行う者」の受験資格について、「講習会の課程を修了」あるいは「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において（略）5年以上業として行った者」とされていることに関しては、学部学士課程修了以上と明確にする必要があります。

6. 精神科七者懇談会、医学系団体への情報提供と協議について

心理職の国家資格は、条文案の内容をはじめとして、政省令、通知あるいは諸規則等による法制度の全体と運用が極めて重要であります。今後、条文案の内容変更をはじめ、法制度全般について、精神科七者懇談会、医学系団体等の関係諸団体に情報を提供し、協議が可能な仕組みを設ける必要があります。

7. 条文案の国会審議について

条文案の国会審議について、この資格は精神科医療のみならず、医学、医療、保健、福祉等の広い分野での活動が想定されますので、厚生労働委員会においても十分に審議される必要があります。

8. 医療機関としての開業権は認められません。

9. 「心理職の国家資格化に関する提言」（平成 25 年 9 月 19 日）について

本提言は、私どもの基本的な考え方であり、今後とも尊重していただくことを要望いたします。

以上。